

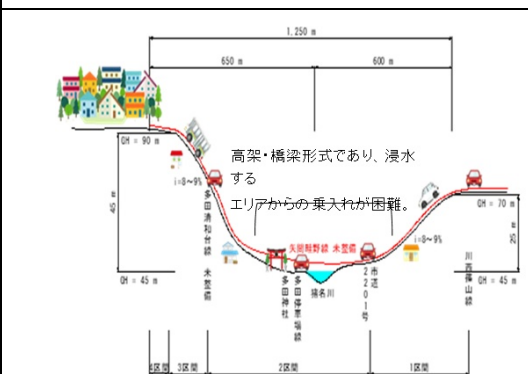
会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和2年度 第1回 都市計画審議会	
事 務 局 (担 当 課)		都市政策部 都市政策課	
開 催 期 日		令和2年5月28日(木):資料送付 令和2年7月1日(水):答申	
開 催 場 所		書面による	
出 席 者	委 員 (敬称略)	久・西井・北澤・水野・篠木・國津・久保・小山・大矢根・中井・松隈・ 吉岡・横田・井樋・横山・黒阪	
	事 務 局	松井・篠崎・宇野・足立・音上・楞野	
	関 係 人	都市政策部 建築指導課 市民環境部文化観光スポーツ課	
傍聴の可否		可・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可・一部不可	傍聴者数 0名
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催により実施をしたため。	
会 議 次 第		<p>議題</p> <p>(1) 議案第1号 ・都市計画道路網の見直し案について(答申) ・「川西市都市計画道路網見直し専門委員会」の解散について</p> <p>(2) 議案第2号 ・黒川地区土地利用計画の策定について(第2回事前説明)</p>	
会 議 結 果		<p>(1) 議案第1号 原案通り可決。 質疑回答書のとおり。</p> <p>(2) 議案第2号 質疑回答書の通り。継続審議とする。</p>	

質 疑 回 答 書

議案第1号 : 都市計画道路網の見直しについて

ページ	番号	質疑	回答 事務局記入欄
2,4,26	2	多田清和台線未整備区間延長(m)の整合性	P.4の内容が異っており、P.2・P.26の内容に整合させます。
8	4	関連他事業(鉄軌道計画・駅新設)計画の今後について	駅新設の協議会を設置すると共に、地域が土地区画整理事業の勉強会を立ち上げたが、住民全員の同意が得られず事業化は断念しましたが、現在も勉強会は存続しています。
11	4	交通機能(自転車歩行者ネットワーク)の整備は、是非とも推進して頂きたい。	都市計画道路網見直しに当り道路管理者と協議しており、現状について報告しています。
19	5	猪名川町との調整について(猪名川町の評価)	現在、猪名川町と協議しており、協議結果については、今後の都市計画(変更)の手続きの中で審議会に諮るものです。
19	10	石道上野線において、検証結果では「廃止」との評価もあるが、当初の計画と整備の差異はどの程度あるのか。 (例えば災害時の影響では、河川からの高低差など)	道路の構造では、道路の区分が石道上野線(都市部)4種と整備(地方部)3種の違いがあります。そのため、歩道の有無による道路幅員では、道路幅員18mから整備は道路幅員7.0m(必要最小幅)です。(別紙を参照願います。)
19	11	猪名川町の計画と現路線では大きな差異はなく、ほぼ完了していると考えられることから、都市計画変更で廃止する場合に猪名川町との調整は実施するのか。	現在、猪名川町と協議しており、協議結果については、今後の都市計画(変更)の手続きの中で審議会に諮るものです。
20	12	実施するのであれば調整時期や期間はどのようなスケジュールとなるのか。	猪名川町との協議が終わりしだい、兵庫県等の関係機関との協議など都市計画(変更)手続きを進めてまいります。
37	6	未買収地の見直しについて	市の事業担当からは、見直しがないと聞いております。
40	9	火打1丁目は需要率0.90を下回っているが、市民の感覚は「渋滞交差点」と認識されている。道路利用者から解消願望がある交差点。	火打滝山線は「存続」路線としており、火打滝山線が交差する火打1丁目交差点の渋滞解消の要望について道路管理者に伝えておきます。
50	7	教育委員会及び地域住民に方々と同様に、交通管理者としても御社橋の架け替えは、早期に事業化願いたい。	猪名川の河川改修に伴う橋梁架け替えによる拡幅事業の計画の予定があると聞いております。
51	1	矢問畦野線については、よく浸水する多田院付近を通る道路となっていて、廃止することであるが、水害時のこの道路がはたす役割という視点での必要性というのは高くないのか？避難や救助といった観点から、リダンダンシー的な必要性もあるのではないのかと思うが、いかがか？	<p>矢問畦野線の廃止に係るリダンダンシー性について、2つの観点から評価の内容について、回答いたします。</p> <p>1点目は、「交通処理」の観点からの評価です。本市は南北方向の主要幹線である川西篠山線及び国道173号が4車線化していることで交通処理のリダンダンシー(代替性・冗長性)は図られていると考えており、また、矢問畦野線の幹線街路の階層の設定では、補助幹線街路である(資料編P.4表中)ことから、区域内から発生集中する交通の集散を目的としている路線である、と評価しております。</p> <p>2点目は、1点目で評価をした「補助幹線街路としての機能」の観点からの評価です。浸水エリアの避難についてなどの評価項目は、ガイドラインSTEP2防災機能(緊急避難路への位置付け)で評価をいたしました(資料編P.11表中「防災機能」)。評価では、本市の地域防災計画では緊急避難路として位置付けている路線はなく、また、(資料編P.53)その他ハザードマップならびに(同P.84)調査18避難施設一覧より、当該地域の避難施設は多田小学校と多田公民館となっており、現状では、東西方向の現道である多田停車場多田院線が災害時の主要な路線であると想定しております。また、矢問畦野線は未整備区間が高架・橋梁形式(左図参照)であり、猪名川周辺のよく浸水するエリアからは矢問畦野線の利用がしにくいこともあり、今回、本編P.56,3[STEP 2]内の「防災機能にて、緊急避難路への位置付けは「(-)位置付けがない」と評価しております。</p> <p>以上の2点から、水害時の避難や救助といった観点からも評価し、総合的な評価として矢問畦野線を廃止と判断しております。</p>
60	8	3区間通学路の安全性はどの様に確保するのか。	今後、都市計画道路網見直し案に基づいて、道路管理者と協議を進めてまいります。



議案第2号：黒川地区土地利用計画の策定について

番号	ページ	質疑	回答 事務局記入欄
1・3	6	黒川地区の目指すべき方向性・目標が現時点で明確になっていないため、活性化が進まないようですが、まずはこの方向性・目標を決定することが重要と思いますが、今の時点では無理なのでしょうか。	ご指摘いただいたページに記載のある方向性・目標が決まっていなと表現している内容は、これまでの状況を表したものです。 ご指摘のとおり、方向性・目標を決定することが重要なことから今回、別紙3の「黒川地区土地利用計画(案)」において、目標・方向性を明確にし、地域の活性化に寄与しようとするものです。
4	7	将来の関係人口増加のために市内在中の小中学生に黒川地区に関心をもちてもらうための教育の一環として、学校での学習の機会はあるのでしょうか。	小学4年時に「里山体験学習」として、現地にて学習の機会を設けています。
全般	1	黒川地区は山間部であり、一庫ダム直下流である一庫大路次川も存在しており、土砂災害、水害ともに危険な区域が多く存在しているはずであるが、土地利用計画にその分析がふくまれていないのは不自然に感じます。防災の視点からの言及を加える必要があると思います。	黒川地区では、崩壊土砂流出危険地区が2カ所、土砂災害警戒区域が18カ所、土砂災害特別警戒区域が11カ所、浸水想定区域(0.5～1.0m未満の区域)が1カ所指定されております。現在お示ししている土地利用計画は案の段階でございますので、次回都市計画審議会で防災の視点による検討結果を報告いたします。
計画案	2	将来的に用途地域(市街化調整区域)を見直すことがあるのか。	本計画を策定し、条例化により市街化調整区域のまま立地規制を一部緩和することで土地利用計画を図るため、現在のところ市街化調整区域を見直す予定はございません。
計画案P9	3	サイクルツーリズム(兵庫県施策)と調整は図るのか。	黒川地区土地利用計画は、建築物が伴う土地の利用方法についての計画となっているため、サイクルツーリズムの施策と個別に調整を図ることはありません。 一方、「川西・黒川を中心としたまちづくり方針」においては、まちづくりのコンテンツの一つとして、サイクリングによる地域活性化を想定しており、具体的な取組みを展開する際には、サイクルツーリズム(兵庫県施策)と調整を図っていく必要があると考えています。
別紙4	4	土地利用計画の策定目的や土地利用区分については理解できるものであるが、条例での「具体的な用途については規則で定める」とされている基準はいつごろ示されるのか、具体的な緩和内容が現状の資料ではわかりかねる。	土地利用計画を策定するにあたり、地元説明会等を行うとともに、地域住民及び土地所有者等並びに地域活動団体に対して、具体的な緩和内容について、アンケートをさせていただきました。ご要望いただいたニーズをもとに緩和内容を検討していますが、ニーズの多くは「飲食店」や「物品販売店舗」となっており、「まちづくり方針」に適合している用途並びに「飲食店」や「物品販売店舗」を現在のところ緩和する方向で考えています。なお、本審議会へは第3回事前説明で説明させていただく予定です。
全般	5	アフターコロナの三密回避の視点として黒川の土地利用を考えてはどうか。	黒川地区土地利用計画の目的は、優れた自然環境と里山の保全・継承及び自然環境と調和した魅力あるまちづくりを進めることとなっております。黒川地区の活性化を図るため、地域の現状に合わせた土地利用規制の弾力化を行うため、土地利用のあり方を示すものであり、アフターコロナの視点は今のところ検討しておりません。
別紙4 2-3	8	「具体的な用途については規則で定める」とあるが、飲食店や物販店が主たる用途であるように感じる。しかしながら、里山体験は宿泊滞在型ツーリズムによってより関係人口との交流推進が行われると思われるので、簡易宿所などの用途も市街化調整区域内において規制緩和が必要ではないか？また宿泊用途を考えた場合、農泊との関係を政策的にどのように考えているのか？	地域住民等を実施したアンケート結果を基に要望のあった「飲食店」「物販店」を明記する予定ではありますが、これらの用途を主として規制緩和していくということではなく、上位計画であるまちづくり方針に則して地域の活性化に資する事業(用途)であれば柔軟に対応していくことを考えております。 また、「川西・黒川を中心としたまちづくり方針」におきましても、黒川地区に宿泊施設がないという課題を認識しており、農泊は地域の活性化に資する事業であると考えております。しかしながら、現状として、住民のニーズがない状況であるため、具体的な展開は難しいと考えています。 なお、住民宿業(民泊)に関しては兵庫県条例等において、週末等や夏期・冬期の営業に制限をかけているため黒川地区での事業は難しい状況ですが、農家民泊を営む者や旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊を提供する者がまちづくり方針に則した事業を行う場合には規制緩和の可能性も想定しています。